

4月の処方箋

4月の処方箋

まだ配達されていない新聞も解約できないの？

3ヶ月分サービスを条件に、3年間の新聞購読契約をした。1年半後に購読をやめたくなり、解約を申し出たら違約金を請求された。支払わなくてはならないか。

(50歳代 男性)

新聞の契約
やめたいな...



無条件では
解約できません!



<相談の経緯>

一旦期限を定めて契約すると、「他社の新聞を読みたくなった」、「支払えなくなった」といった、**消費者の一方的な理由による無条件の解約はできません。**(※購読期間を定めていない契約はいつでも解約できます。)

契約の内容や、解約時の条件をよく確認してから契約しましょう。

勧誘方法に問題があれば契約を取り消すことができる場合があります。

《新聞契約時の注意点》

- ・クーリング・オフ期間(8日間)を過ぎれば、無条件の解約はできません。
- ・転居や入院など将来の自分を取り巻く環境は予想できないので、数年先の契約や長期間の契約は避けましょう。
- ・**景品や、割引などに惑わされず、**本当に自分にとって新聞購読の契約が必要であるかを、しっかり考えてから契約しましょう。
- ・契約の必要がない場合は**きっぱりと断り**ましょう。

訪問勧誘はすぐに契約をせず、冷静になってよく考えてから契約するようにしましょう。

ご相談は…
まずは
お電話!!



しまった、困った、その時は
消費者センターは生活のお医者さん

但馬生活科学センター
相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン
相談電話：0796-23-1999